

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○旅館業法施行細則の一部を改正する規則

○公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

告 示

○生活保護法による医療機関の指定

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

○生活保護法による指定医療機関の変更の届出

○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退

○生活保護法による指定介護機関の指定

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出

○保安林の指定の解除の予定

○建設業の営業の停止

○道路の供用開始

○土地区画整理事業の事業計画変更の認可

○都市計画事業の事業計画変更の認可（二件）

○地方公所の指定の一部を改正する告示

公 告

○開発行為に関する工事の完了

教 育 委 員 会

○教育委員会定例会の開催

(食と暮らしの安全推進課)

(同)

(同)

(社会福祉課)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(森林整備課)

(事業管理課)

(道路課)

(都市計画課)

(同)

(出納総務課)

(同)

(建築宅地課)

ページ

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十七号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和三十三年宮城県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一号ハ中「大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて、乳糖を分解して、酸と

ガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。以下同じ。）」を「大腸菌」に改める。

別表第二浴槽水等の項中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十八号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和六十一年宮城県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削る。

第五条第一号ハ中「大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて、乳糖を分解して、酸とガス

を形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。以下同じ。）」を「大腸菌」に改める。

第五条の二の表浴槽水等の項中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十

号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
沼倉歯科医院	石巻市鑄銭場二―三	令和七年一月一日
ペガサス薬局	石巻市鑄銭場一―九	令和七年二月一日
ペガサス薬局 鹿ノ又店	石巻市鹿又字新八幡前五	令和七年二月一日
気仙沼市中前薬局	気仙沼市田中前二丁目二―番九	令和七年二月一日
ライフタウン歯科クリニック	名取市相互台一丁目一―番地の四	令和七年一月一日
佐々木医院	大崎市古川諏訪一丁目三―番三七号	令和七年一月一日
アイベル薬局 古川店	大崎市古川北町一丁目一番五号	令和七年二月一日
西古川調剤薬局	大崎市古川新田字川原前二九七	令和七年一月一日
ペガサス薬局大河原店	柴田郡大河原町字広表三四―九	令和七年二月一日
医療法人社団ササキ歯科クリニック	石巻市大街道北四―六―一八	令和七年二月一日
よねやま歯科	登米市米山町西野字西裏三九	令和七年二月一日
仙台調剤薬局 米谷店	登米市東和町米谷字元町一八二番一	令和七年二月一日
さくら薬局 登米まいや店	登米市東和町米谷字元町一八五番地二	令和七年二月一日
サン調剤薬局	栗原市一迫真坂字清水町田五―二	令和七年二月一日
医療法人社団猪瀬医院	大崎市古川大宮五―四―一〇	令和七年二月一日
大崎調剤薬局大宮店	大崎市古川大宮五―一―二四	令和七年二月一日

中川薬局 岩出山店	大崎市岩出山下川原町八四番三一	令和七年二月一日
とみや調剤薬局	富谷市富谷仏所九五―一	令和七年二月一日
アイベル薬局大河原店	柴田郡大河原町大谷末広六一―一	令和七年二月一日
訪問看護ステーション ありがとう	柴田郡村田町大字沼辺字森久保十一番地一	令和六年十一月一日

○宮城県告示第百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
沼倉歯科医院	石巻市鑄銭場二―三	令和六年十二月三十一日
広瀬歯科医院	白石市西益岡町一〇―一	令和六年十二月三十一日
ライフタウン歯科クリニック	名取市相互台一―一―四	令和六年十二月三十一日
佐々木医院	大崎市古川諏訪一―三―三七	令和六年十二月三十一日
西古川調剤薬局	大崎市古川新田字川原前二九七	令和六年十二月三十一日
庄司歯科医院	遠田郡美里町字藤ヶ崎町九五	令和六年十二月二十五日
佐藤医院	大崎市鳴子温泉字湯本九二―一	令和七年一月三十一日

○宮城県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療

機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	名 称	開 設 者	変 更 年 月 日
変更前	志波姫調剤薬局		株式会社テル
変更後	株式会社オオタ		令和七年一月十日

○宮城県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退した旨届出があった。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
みどり台小児科外科内科	名取市みどり台一三一一	令和六年十二月三十一日

○宮城県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ありがと	柴田郡村田町大字沼辺字森久保一一番地一	合同会社楽笑	柴田郡村田町大字沼辺字森久保一一番地一	令和六年十一月一日

二 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
東松島かどわか歯科クリニック	東松島市矢本字穴尻六八―四	門脇 研司	仙台市宮城野区萩野町四―三―三七	令和五年四月一日
サンテ薬局日吉台店	富谷市日吉台一―二―一三	有限会社ファームテック	仙台市宮城野区鶴ヶ谷三―一―三三	令和七年三月十八日

三 居宅介護支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
はたけやま社会福祉士事務所	登米市中田町上沼字大柳浦九十九番地五	合同会社はたけやま商会	登米市中田町上沼字大柳浦九十九番地五	令和六年十一月十五日
エムツー居宅介護支援事業所名取	名取市増田七―三―二三 マイタウン名取A―二―一	M2ファーマシー株式会社	仙台市太白区鉤取本町二丁目一―三―一	令和七年二月一日

○宮城県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
グループホームゆうゆう・多賀城	多賀城市高崎三―二九―一	SOUシニアケア株式会社	認知症対応型共同生活介護 予防認知症対応型共同生活介護	令和六年九月三十日
健康倶楽部多賀城居宅介護支援事業所	多賀城市高崎二丁目一番四十一号シェリーパーク高崎二〇―一―号	SOUシニアケア株式会社	居宅介護支援	令和六年九月三十日
デイサービスセンター健康倶楽部多賀城	多賀城市高崎三丁目二十九番一号	SOUシニアケア株式会社	通所介護サービス	令和六年九月三十日
杜の風七ヶ浜	宮城県七ヶ浜町東宮浜字小田十三番地三十	株式会社東宮の杜	通所介護サービス	令和六年十一月三十日

○宮城県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新		旧					
利府町社会福祉協議会指定訪問介護事業所			事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
宮城郡利府町青葉台一丁目三三番地				宮城郡利府町中央二丁目十一番地一	社会福祉法人利府町社会福祉協議会	宮城郡利府町青葉台一丁目三三番地	令和六年十月一日

○宮城県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
石巻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分をした年月日
令和七年三月十一日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号（宮城県知事許可）
株式会社丸久組 久光 貴彦	栗原市志波姫北郷館七十二番地	般一二 第八千二百三十三号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

- 1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの

- 2 営業停止期間

令和七年三月二十五日から三月二十七日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社丸久組は、令和四年六月三日に、栗原市内の工事現場でクレーン機能付きドラグ・ショベルを主たる用途以外の用途で使用させ、転倒防止のために必要な措置を講じず、同ドラグ・ショベルを横転させて、工事関係者一人を死亡させた。

これにより、令和六年八月二十七日に築館簡易裁判所から、同社及び同社社員は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）違反により、また、同社社員（当時）は業務上過失致死罪によりそれぞれ略式命令を受け、いずれもその刑が確定した。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

○宮城県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	清水浜志津川港線	本吉郡南三陸町志津川字袖浜一〇四番一地从先から同郡南三陸町志津川字袖浜四八番二地先まで	令和七年三月十一日

○宮城県告示第百二十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更について認可した。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業の名称

富谷市高屋敷西土地区画整理事業

二 事務所の所在地

富谷市三ノ関狼沢七十三番地の一

三 施行認可の年月日

令和三年十一月五日

四 変更認可の年月日

令和七年三月四日

○宮城県告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・二十八号 鹿島台駅前線

二 施行者の名称

宮城県

三 事業施行期間

「令和二年十一月四日から令和七年三月三十日まで」を「令和二年十一月四日から令和八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画道路事業

2 名称

三・五・二十号 稲葉小泉線

二 施行者の名称

宮城県

三 事業施行期間

「平成三十年三月一日から平成三十七年三月三十一日まで」を「平成三十年三月一日から令和九年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百三十二号

平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第十号中「、柴田農林高等学校」及び「、大河原商業高等学校」を削り、「秋保かがやき支援学校」の下に「、松陵支援学校」を加える。

第十一号中「、塩釜警察署、岩沼警察署、大和警察署」を削り、「石巻警察署」の下に「、塩釜警察署」、「古川警察署」の下に「、大和警察署、栗原警察署」を加え、「、若柳警察署、築館警察署」を削り、「加美警察署」の下に「、岩沼警察署」を加える。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和七年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
名取市下増田字屋敷二番二、四番二、四番三、
五番一、五番二、五番三、四十一番一、四十二番、
四十三番、四十四番四、四十四番五、四十四番七、
四十四番八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市青葉区本町二丁目十番三十号
ニッポンレンタカー東北株式会社

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和七年三月十一日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

一 日 時 令和七年三月十七日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 宮城県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則の制定について

第二号議案 職員の人事について

第三号議案 教育功績者表彰について

第四号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第五号議案 宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正について

第六号議案 宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則の一部改正について

第七号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

て

第八号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第九号議案 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について

第十号議案 宮城県文化財保護審議会松島部会委員の人事について

第十一号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

第十二号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二一―三六一一）